（大阪大学名誉教授）
従四位に叙する
大久保昌一
正五位に叙する
齋藤　守司
従五位に叙する
半澤　勉
加藤　善章　齋藤　喜一
正六位に叙する（各通）
新岡　孝志
今津　武雄　岡本　馨
藤川鷹茄子　本郷　幸雄
正八位
中嶋　賢臣
宮川　光男
山浦　康弘
従六位に叙する（各通）
小野　清登
金田　豊
進藤　靖雄
西上　良雄
矢久保信之
正七位に叙する（各通）
井坂　光雄
従七位に叙する（以上八月二十一日）
（静岡大学名誉教授）
近藤　亮司
正四位に叙する
平野　昌弘
従六位に叙する（各通）
片岡　武男
大熊　武雄
廣瀬　禎三
高橋八重吉
正七位に叙する（各通）（以上八月二十二日）
後藤　忠彦
古賀　博三
従五位に叙する（各通）
杉田　新
市川　利博　勝原　響一
従六位に叙する（各通）
岡永　榮一
伊藤　春王　大山　年久
福岡　信夫　松木　茂
正七位に叙する（各通）（以上八月二十三日）

○叙勲

村上　文人
旭日双光章を授ける（八月十九日）
遠藤完一郎
旭日双光章を授ける（八月二十日）
岩猿　進
瑞宝中綬章を授ける
會澤　頼
瑞宝双光章を授ける
板　高季
瑞宝単光章を授ける（以上八月十八日）
稲田　虎義
豊田　壽一
中野　悦二
佐藤　幹彦
中井　俊介
森　一三
杉山　嘉孝
中拾石　隆
横尾　薫
瑞宝双光章を授ける（各通）
乳原　克巳
瑞宝単光章を授ける（以上八月十九日）
（一橋大学名誉教授）
宮鍋　幟
瑞宝中綬章を授ける
稲垣　憲彦
松岡　弘道
瑞宝小綬章を授ける（各通）
遠藤　昭郎
川崎　敏弘
大隈　文義
佐藤欣一郎
（八戸市公立学校長）
高橋　明男
三橋　哲郎
宮澤　隆
瑞宝双光章を授ける（各通）
久米　孝治
鈴木　修
井村　晴二
畑添　和之
福田　重成
立川　洋二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）
新岡　孝志
岡本　馨
山浦　康弘
本郷　幸雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二十一日）
大熊　武雄
瑞宝双光章を授ける（八月二十二日）
古賀　博三
市川　利博
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二十三日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

この度の台風災害につき、フィリピン国大統領閣下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し御答電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、九月二十三日サウジアラビア国の国祭日につき、同月二十二日同国二聖モスクの守護者国王へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十六年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　地図及び簿冊の名称

㈠　平成二十四年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十四年度都市部官民境界基本調査簿案

㈡　平成二十五年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿案

㈢　平成二十五年度補助基準点網図及び平成二十五年度補助基準点測量成果簿

二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　東京都三鷹市の一部

三　第一項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　茨城県大子町、埼玉県越谷市、千葉県八千代市、習志野市、芝山町、東京都杉並区、神奈川県鎌倉市、藤沢市、富山県高岡市、滑川市、入善町、静岡県静岡市、富士市、掛川市、滋賀県大津市、草津市、大阪府大阪市、高槻市、豊中市、寝屋川市、河南町、兵庫県芦屋市、岡山県高梁市、徳島県徳島市、藍住町、高知県土佐市、宮崎県高鍋町の一部

四　第一項㈢に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県館林市、岐阜県山県市、兵庫県加古郡稲美町、高知県高知市、安芸市の一部

五　閲覧期間　公告の日から三十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

六　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

七　閲覧場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内　電話〇三（五二五三）八三八四

八　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

九　誤り等訂正の申し出は、書面によるものとなっているので、各自印章を持参すること。

十　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸事項

工場財団

千葉県富津市湊1147番地1**株式会社富津ソーラー**の千葉県富津市加藤字下劔作746番地1株式会社富津ソーラー工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年9月25日

千葉地方法務局木更津支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、平成26年9月16日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年9月25日

大分地方法務局長　堀　楠雄

記

氏名　甲斐　和利
所属する司法書士会　大分県司法書士会
登録番号　大分第252号
事務所の所在地　大分県大分市城崎町二丁目3番31号
違反行為　登記申請意思確認義務違反等

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成26年（家）第70882号

大阪市北区西天満3―14―16　西天満パークビル3号館9階
申立人　入江　教之
国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市上六万寺町13番47号　東大阪養護老人ホーム、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2012年1月30日、出生の場所不詳、出生年月日西暦1921年3月15日、職業不詳
被相続人　亡　横谷春江こと　李　順伊
催告期間満了日　平成27年4月7日

大阪家庭裁判所